



法人こおりやま

2011. 11 第401号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971)
 発行人 有馬 賢一 編集 広報委員会 印刷所(株)ヨシダコーポレーション



目次

平成24年度税制改正へ 法人会は提言する	2
実現に届け私たちの提言！	3
法人会の税制実務要望点	7
ゴールに到達するための ルートを作る	9
人物足り得るかは、 お金の使い方にある	11
税務署ニュース	12

題名
七彩の里

提供 大波 天久
郡山法人会副会長

平成24年度税制改正へ 法人会は提言する

法人会は戦後の民主的な税制の定着を図るために努める一方で、毎年、公正・公平・中立・簡素という課税原則を求めて税制改正への要望を取りまとめ、その実現を求めるオピニオン活動を行ってきております。

このほど、全国の法人会の総意を得て、平成24年度税制改正に望む税制提言をまとめ、政府・国会はじめ関係省庁へ提言活動を展開し始めました。

提言にあたっては、日本の将来を制約する課題であり、喫緊に取り組むべき2つの国家課題である「東日本大震災の復興」、そして「社会保障と税の一体改革」を最重要なテーマとして取り上げて、法人会の主張を取りまとめました。

と負担のギャップが拡大し、これ以上の問題先送りは我が国財政を破綻に陥れかねない深刻な事態です。まさに、両者ともに、今に生きる私たち国民一人一人の責任ある態度が問われていることに他ならない問題との認識のもとに、従来にも増して活発な議論が法人会で展開されました。

私たち法人会は、この2つの厳然たる現実を前に、負担を分かちうえで、増税はやむを得ないと結論に至りました。

無論、前提として行財政改革の徹底は言うまでもありません。

国・地方における議員定数の削減と歳費の抑制、公務員の人員削減と人件費の抑制、特別会計と独立行政法人の見直しによる無駄の削減など、行財政改革への余地も多くあります。

これらが見える形で是正が示されないものであれば、到底、増税への国民理解など得ることは叶なわなない

のであると強く認識してまいります。

増税への対応にあたって、現下言われる所得税・法人税による増税ではなく、景気に中立である消費税に依ることとしました。

その際、第1段階では復興財源に用い、2010年代半ばまで税率10%に引き上げる段階では社会保障財源に切り替えて充てていくことを法人会は提唱しました。

所得税増税はデフレ下で個人消費を冷やし、法人税増税では企業の生産拠点を海外に移転する産業空洞化を招きかねず、所得・法人税増税は経済への負荷は大きいものであります。そしてそれらは、震災復興後の日本経済にとって重荷になる危惧があり、看過できないとの立場を法人会は表明しました。

また、今回の大震災は2008年秋のリーマン・ショックからの回復基調にあった日本経済、とりわけ地

域経済と雇用の担い手である中小企業に大打撃をもたらしました。

が、世界が驚愕するほどに、サプライチェーン（供給体制）の寸断が3カ月という極めて短期間での回復の礎となった中小企業の底力にみるように、法人会は提言で、「中小企業の活性化なしには日本経済の再生なし」との認識の下、中小企業対策の重要性を強く指摘したことを、ぜひ深くご理解いただき、括目戴きたいと願います。

法人会の税制改正への提言・要望活動は、法人会有史以来60年余続けられ、公益使命を果たす役割を担ってきています。

今、日本が直面する困難に向けて、法人会は、責任ある態度で税制提言をしています。

ぜひ本年度の法人会の税制提言に対し、多くの中小企業そして良識ある国民皆様のご理解とご支援を心から願うものであります。



社団法人 山形県法人協会
会長 有馬賢一

法人会 平成24年度税制改正提言

実現に届け 私たちの提言!

I. 東日本大震災からの復興に向けて

日本が直面している2つの重大な国家課題である、“東日本大震災の復興”、“社会保障と税の一体改革”を中心に据えてまとめました。



今回の大震災の特徴は、巨大津波が東北3県を中心に500キロに及ぶ沿岸部の街を根こそぎ飲み込んで生活を奪い、2万人を超す死者、行方不明者を出したことにある。

加えて原発事故による放射能汚染が広範囲に及び、風評被害も重なって農水産・畜産物に大打撃を与えた。その痛みは全国民が等しく共有するところである。

一方で、中小企業を含めたサプライチェーンの寸断が世界のものづくりに影響したように、日本の高度で複雑な部品が大きな底力を

もっていることも再認識させた。

一刻も早く復旧、復興に道筋をつけることは、被災地域の生活再建だけでなく日本経済の再生にもつながるといえる。

そのためには、復興構想会議の提言にもある通り、新たな街づくりから規制緩和までを多角的にスピード感をもって進める必要がある。

復興財源については、今を共に生きる我々が、我々の責任において負担することを大前提とすべきである。まず、不要不急の歳出の

見直しと無駄の削減を徹底的に実施し、それでも不足する場合には臨時的な増税もやむを得ないものと考えらる。

震災特例法の施行等により、すでに被災地の復旧、復興のため多岐にわたる税制上の支援が実施されているが、引き続き被災地企業（これと取引のある者も含む）に適切な措置を講じるよう求める。

1. 復興財源について

(1) 増税を実施する場合の期間

復興債の償還財源として

臨時増税措置を採る場合は、国民の理解を得た上で復興後の経済に重荷にならないよう短期とすべきであり、政府の復興基本方針が想定しているような期間（5～10年）では長すぎると考えらる。

また、増税開始時期も、極力、景気に悪影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。

(2) 増税税目についての留意点

所得税、法人税の増税は、国内産業の空洞化や雇用、消費に悪影響を及ぼす恐れ

があることから問題がある。

税収の規模と安定性、さらに景気に対する中立性等の観点から、消費税が最も適していると考えらる。

その場合、被災者も同等に消費税を負担することになるが、何らかの配慮的措置を講じる等して、その理解を得ることが必要である。

2. 震災復興に向けた各種支援の拡充

(1) 被災地企業の法人税を一定期間、減免

被災地域からの企業の移転、流出の防止や他地域からの企業誘致の促進、雇用の確保などの観点から、被災地域の企業の法人税を一定期間、減免する等の措置が必要。

(2) 固定資産税の弾力的運用
固定資産税について、被災実態を十分に考慮した評価額の改定・適用と、課税の減免措置拡充を求める。

(3) 特区の創設

被災地域の復興をはかるため、土地利用など各種の規制を緩和するとともに、税制・財政等の支援を行う「特区」を創設すべきである。

Ⅱ 社会保障と税の一体改革

わが国の少子高齢化は先進国で最速のスピードで進んでおり、持続可能な社会保障制度の構築は喫緊、かつ最大の課題である。

すでに「給付」と「負担」の間に大きなギャップが生じており、それが先進国の中でも突出した財政悪化となつて反映されている。

しかも、「団塊の世代」が年金受給開始年齢に達するなど、そのギャップは急速に拡大しようとしている。

このままでは社会保障制度も財政も持続困難になるのは明白といえよう。

これらは国民に将来不安をもたらし、生産年齢人口の減少と人口全体の減少による市場規模の縮小懸念も相まって、成長の大きな下押し圧力になる恐れが指摘されている。

そういう意味でも、「安心」を与える持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立は、消費や投資を促し活力ある経済社会づ

くりにつながることを考える。

政府が「社会保障と税の一体改革」案をまとめたのを機に、社会保障制度と財政健全化に対し改めて以下のことを求めておきたい。

1. 社会保障制度に対する基本的考え方

わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」に位置し、国民負担率は米

国に次ぐ「低負担」である。この「給付」と「負担」をバランスさせるには、既存の給付のあり方を見直すとともに、負担についても「中負担」にする必要がある、その財源は安定的でなければならぬ。

安定財源確保にあたっては「保険料負担と税負担のあり方」や「世代間・世代内の公平」などを考慮する必要があり、そうした国民的合意がなければ、将来にわたり持続可能な社会保障制度の確立はできないからである。

(1) 財政赤字を加えた潜

在的国民負担率は、将来にわたり50%程度にとどめるべきである。

そのためには「自助」と「公助」の役割分担や、給付の効率化も極めて重要になる。

(2) 社会保障の安定財源としては、政府の一体改革案が示したように消費一般に広く公平に負担を求め、かつ税収が景気に左右されにくい消費税が適しており、その税率の段階的引き上げはやむを得ないと考える。

国民に負担増を求めるためには、行財政改革のさらなる徹底や、景気への十分な配慮がされるなど国民各層の合意を得るための努力が必要であることは言うまでもない。

(3) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 財政健全化に向けて
指摘したように、財政の健全化は持続可能な社会保障制度の構築と両立させねばならない重要な課題である。

国と地方の長期債務残高は国内総生産(GDP)比で1.8倍と、市場でソブリニリスクが問われている米国やイタリアなどよりはるかに悪化している。

にもかかわらず、現在の財政健全化目標でさえ、これら先進国よりスピードが遅く厳しさに欠けている。

成長戦略の実施とともに、聖域なき歳出の改革と社会保障と税の一体改革案で示された消費税の段階的引き上げなどの歳入改革を同時に実施しない限り、破綻は避けられないとの危機感が求められる。

(1) 政府の財政運営戦略にある①国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を2015年度半減、20年度黒字化②債務残高対GDP比を21年度から引き下げ③という健全化目標を着実に達成すべきである。

(2) 国債の利払い費だけでも年間10兆円に達するわが国の財政は金利上昇に脆弱な体質となっており、国債の信認確保は極めて重要である。

現在の長期金利が低いのは国債が国内消化されているとの側面だけでなく、日本には十分な増税余地があるためと市場が見ている点に留意が必要である。

3. 行財政改革の徹底

厳しい経済状況にあるにも関わらず、震災復興と社会保障制度の財源確保のためには増税やむなしとの考え方を示した。

それは、国・地方におけるぎりぎりまでの行財政改革が行われることを前提としている。しかしながら、改革の取組みは極めて不十分であり、国民は改革の先送りをもはや許さないことは明らかである。

国会・地方議会は国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」との認識の下、自ら身を削る覚悟を明確に示すことが出発点となる。

直ちに、以下の諸施策について期限を定めて改革を断行するよう求める。

(1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
(2) 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制

(3) 特別会計と独立行政法人の見直しによる無駄の削減

(4) 民間活力を阻害する各種規制は大胆に改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる

4. 税制の抜本改革のあり方

わが国の税制は先の抜本改革から20年以上が経過した。この間に少子高齢化や人口減少社会、グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化が急進展し、新たな抜本改革が不可欠となった。

改革に当たっては所得、消費、資産の課税バランスを図ると同時に、国際間の経済取引の増大や多様化の観点、諸外国の租税政策等との国際的整合性、成長と雇用を創出するという視点等を踏まえることが重要であり、特に後述する法人税の改革は喫緊の課題と考える。

5. 共通番号制度の早期導入

共通番号は、電子商取引

の普及や金融商品の多様化、国際化が進むなか、資産の移動把握、金融所得の一体課税における損益通算の適正執行、医療や年金など社会保障制度における個人情報などを一元管理する上で、極めて有効な制度と考える。それは行政サービスの効率化だけでなく、サービスを享受する国民にとっても大きなメリットがある。

Ⅲ. 経済活性化と中小企業対策

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、「2020年には名目成長率3%、実質成長率2%を上回る成長、2011年度中には消費者物価上昇率をプラスに転じ、早期に失業率を3%台に低下させる」との目標を掲げているが、具体的政策の実効性には懸念も生じており、目標到達に対する不透明感が拭いきれない。

また、東日本大震災で寸断されたサプライチェーンは急回復しつつあるものの、原発事故による電力不足が

以下の点を踏まえた上で、共通番号制度の早期導入に向け、積極的な検討を進めるよう求める。

- (1) 制度の創設、維持にかかるコストの明確化
- (2) 税務情報などプライバシー保護のための法整備
- (3) 税務面のみならず社会保障分野にも活用するなど、納税者の利便向上に配慮

将来にわたって続く懸念から生産の海外移転が加速する可能性も指摘されており、わが国の経済活動に大きな制約をもたらしている。成長戦略に盛り込まれた医療や農業など新たな成長分野育成に大胆な規制緩和を実施すると同時に、企業が将来に向かって活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができるよう税制環境を整備する必要がある。

1. 法人税率の引き下げ

アジア、欧州各国では、近年、国際競争力の強化や

外国資本の誘致などを図るため、法人税率の引き下げが行われており、わが国との税率較差が拡大している。また、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、わが国は必ずしも高くないとの指摘もあるが、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感が高まっている。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

(1) 平成23年度法制改正法案に盛り込まれた法人実効税率5%引き下げは法案通りの成立を求める

(2) 法人税率のさらなる引き下げにより、早期に欧州、アジア主要国並みの30%以下の実効税率とするよう求める

(3) 法人税における租税特別措置については、課税ベースの拡大により公平な

課税を確保すべきであるとの観点から、本来、時限的な措置でありながら、長期にわたり存続している措置は検証を行う必要がある。

その上で、政策目的を達した措置は廃止し税率の引き下げに向けるべきである。(4) 中小企業の担税力を踏まえると、中小法人に適用される軽減税率18%を引き下げ、さらに時限措置ではなく、これを恒久化するよう求める。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

2. 事業承継税制の拡充

わが国の企業の大宗を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。平成21年度法制改正で創

設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

中小企業の円滑な事業承継をはかる観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

① 適用申請時と適用後に求められる煩雑な各種手続きの簡素化

② 5年間の雇用8割維持の要件緩和(今回の震災など不測の事態が生じた場合を含む)

③ 対象会社の拡大

④ 制度適用の株式総数の上限(3分の2)の撤廃

⑤ 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度

(2) 親族外への事業承継に対する措置の創設

親族外承継も重要な課題であり、円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる必要がある。

(3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

欧州主要国では相続税体系は多様ながら、事業承継税制を優先させるとの考え方は一致しており、各種特例や優遇措置が整備されている。

平成21年度税制改正で創設されたわが国の納税猶予制度は、こうした欧州主要国の税制と比較して、内容、要件などが不十分である。

わが国においても、「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減あるいは免除する」本格的な事業承継税制の創設を求める。

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。

その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で、その存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

(1) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する以下の措置は本則化するよう求める。

- ① 中小企業投資促進税制
- ② 中小企業等基盤強化税制
- ③ 少額減価償却資産の即時償却

(2) 交際費課税の見直し
交際費は、本来、企業経営における必要性から支出されるものであり、経費性、損金性が認められるものである。

交際費課税が租税特別措置法で創設された昭和29年当時とは、わが国の時代背景も大きく変化しており、その政策目的は既に形骸化しているものと判断される。

平成21年度税制改正において、中小法人に対する交際費の定額限度額が400万円から600万円に引き上げられたが、企業の消費を促し、景気回復に役立てるとの観点からも、以下の見直しを求める。

- ① 定額限度額のさらなる引き上げ
- ② 損金不算入割合10%の撤廃

③ 資本金規模に関わらず一定の損金算入を認める
(3) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行税制では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、

IV. 国と地方のあり方

わが国の中央集権的システムはすでに経済社会の現状に適合しなくなっており、行政面での非効率化のみならず、地域経済の活性化をも阻害するに至っている。地方分権は必然の流れであるが、その際

にはまず国と地方の役割分担を明確化し、税財政や行政のあり方を考えねばならない。国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりはるかに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築するかが重

本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できないよう見直すべきである。

② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
経営者の経営意欲を高め、企業活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定要件のもと、損金処理を認めるべきである。

要である。
(1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき
(2) 基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進すると共に、議員定数の削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある

(3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイス指数が是正されつつあるものの、手当てなどを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要

経理実務に精通する担当者に評定して欲しい 法人会の税制実務要望重点

法人会は毎年、税制改正要望・提言を行ってきています。

税制や経済を俯瞰した大局的見地からの要望・提言を重ねる一方で、全国各地の法人会から寄せられた意見をもとに法令や通達に関する改正意見も提起して、数多く実現を見てきています。

24年度の税制改正に際しても、下記の事項について実現を求めて提言・要望をしています。

税務・経理実務に精通されている担当者の方こそ、法人会が望む改正点を評定していただき、法人会のオピニオン活動の意義をご理解いただきたいと存じます。

列挙した法人会の要望事項について、「全くその通りである」との得心が行き賛意を頂戴出来る個々の要望点について、「〇」を付していただき、評定・評価していただきますようお願いいたします。

法人税関係

【無形減価償却資産】

1 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。



【少額減価償却資産】

2 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、制度を恒久化すること。



【引当金の損金算入】

3 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。
(1)退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。



(2)賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について

て損金算入を認めること。

【電話加入権の損金算入】

4 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとすること。



【耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置】

5 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。



【法人税の延納】

6 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。なお、その際併せて利子税率を軽減すること。



【申告書の提出期限】

7 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内

内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。



所得税関係

【土地・建物等の損益通算】

1 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。



【不動産所得の負債利子の損益通算】

2 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。



【医療費控除】

3 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げる



【源泉納付】

4 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日(現行1月10日)とすること。



【財産債務明細書】

5 財産債務明細書の提出を要する所得基準2,000万円は、昭和47年度改正以降相当期間を経過している



【相続税関係】

「保険金・死亡退職金の非課税限度額」



【相続税関係】

「保険金・死亡退職金の非課税限度額」

1 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人あたり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1000万円に引き上げること。



2 「相続財産からの控除」
相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。



「被相続人の保証債務の弁済」
3 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。



「贈与税の配偶者控除」
3 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3000万円に引き上げること。



消費税関係

「消費税の確定申告書の提出期限」
1 消費税の確定申告書の

提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とする。

なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。



「消費税の届出書の提出期限」
2 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断をする必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

2 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断をする必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

3 印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。

文書作成の有無による課

税は公平性を欠くので廃止すること。

地方税関係

「固定資産税の免税点」
1 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。

「法人事業税」
2 法人事業税について次のとおり改正すること。
(1) 資本金1000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得金額別の標準税率が適用されず一律に9.6%の税率となつていが、この制度を廃止すること。

(2) 二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。

「個人住民税」
3 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に

資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようにすること。

また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

「欠損金繰戻し還付制度・延納制度」
3 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

「償却資産」
4 固定資産税のうち、償却資産の評価にあつては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。

「修繕費」
1 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を

次のとおり改めること。
① 修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合
② 修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

「交際費」
2 社会慣習上その支出を避け難い慶弔費で、常識上相当と認められる金額（1件当たり1万円程度）については、交際費課税の対象から除外すること。

「借地権」
3 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面3%程度に引き下げる。

さて、評定・評価いただき、賛意を頂戴できる法人会の要望点はいくつございませうか。

29項

29項

29項

29項

ゴールに到達するためのルートを作る

中小企業診断士 石川麻子

事業プランの役割

新規に会社を設立・創立するときにもそうですが、何年も経営を継続している企業にももちろん事業プランが必要です。

「自分は、無我夢中に向かって熱くゴールを目指す！！」「それも素敵です。」

自分の思ったこと、やりたいことのゴールへ一目散に情熱を掲げられる、それがリスクをとってまでも起業・もしくは経営をされている方のある意味醍醐味です。

ただ、その明確な「ゴール」や、そこに向け進むべき「ルート」は既に設定されていますでしょうか？

例えば、今はカーナビも普及していて、目的地(ゴール)を入力すれば、最短で効率

の良いルートを状況に応じて修正しながら自動で導いてくれますが、カーナビが存在しない一昔前に車を運転する楽しいドライブの最中、道に迷ったり、渋滞していたり、道路マップを探る助手席のパートナーと口論になったりして嫌な思いをしませんでしたか？

また、別の例を挙げますと、最近カリスマ主婦が提案する簡単なアイデアで無駄なく必要な時に必要なものがすぐに取り出せる、シンプルで機能的な「整理整頓術」などたるものを見かけます。

誰もが毎日気がかりでありながら手つかずに放置してあるゴチャゴチャしたものをいとも簡単にスッキリ整理する手法には痛く感じします。

これらの例は、要するに以下の2つを達成しています。

①ゴールを決めてそこに向けたルートを設定する。

②そのためにやるべきことを整理する。

事業プランも、同じように経営目標であるゴールを決めて、それに向けた経営課題であるルートを設定して、具体的な施策を打ち出していくことです。

問題解決のフレームワーク

「問題解決」とは良く聞かれる言葉ですが、これこそまさに、ゴールへ向けて障害となる「問題」を、整理整頓して「解決」という「カーナビシステム」と「整理整頓術」の手法です。

それには3つのステップがあります。

1つ目のステップ、まず現在地を確認すること。

企業の現状を把握すること。

2つ目のステップ、ゴールを設定すること。

企業の目標とするあるべき姿(ビジョン)を決めること。

3つ目のステップ、現在地からゴールまでに存在する課題を想定すること。

整理して実現可能性の高いルートと手段を選ぶこと。

上の3つのステップ、現状の把握、ゴールの設定、課題解決をすることが事業プランと言えるのです。

では、次の簡単なケースを見ながらこの3つのステップを考えてみましょう。

ケース

「最近ずっと売上が下がっていて、経営が厳しい状態になっている小売業。」

ステップ①

「現状の把握：現在地を確認」

自分のいる場所が、分らなければゴールの決めようもありません。

今、何が事象として挙がっているのかを「ロジックツリー」というフレームワークを使って考えてみましょう。

「ロジックツリー」とは、事象を論理的に分析・検討する際、その論理展開を階層ごとに木の枝(ツリー)状に表現していく思考方法です。始めに事象(問題)を書き出し、「なぜ?」、「それで?」、「他に?」と自問を繰り返して真の原因を現していきます。

「ここで「なぜ?」のアイデアに詰まってしまうような時は、「なぜ?」を展開する引出しである「切り口」というものを使うことが出来ます。

例えば、人、モノ、カネ、情報と呼ばれる経営資源や、

商品、価格、販促、チャネル4Pと呼ばれるマーケティングの4要素などです。

ケースの企業を、ロジックツリーの最初の階層として中の切り口を使えば以下のように考えることができます。

【ロジックツリー その1】

売上が下がって経営が厳しい↓(なぜ?)①「商品」の魅力がない、②「価格」が見合わない、③商品の「認知度(販促)」が低い、④「売り場(チャネル)」に問題がある。

そして例えば「売り場に問題がある」の枝から第二以降の階層を考えることができます。

【ロジックツリー その2】

売り場に問題がある↓(なぜ?)隣に競合店が開店した↓(それで?)顧客が流れた↓(他に?)従業員の士気が下がった↓(なぜ?)売上が下がり評価や報酬が下がった↓(それで)ますます士気を下げている。↓(なぜ?)売上低下は従業員の責任だけではない。

これによると、現状の問題は「①競合店の出現による顧客の流出」と「②従業員のモチベーションによる販売力の不振」と考えられます。

ステップ②

「企業ビジョン(目的)の明確化：ゴール設定」

現状の問題から経営課題を抽出するためには、目標とするビジョンを明確化する必要があるになります。

ビジョンとは、あるべき理想の姿です。

現状の問題が解決された姿ですので、今回の企業の例でいうと現状の問題が解決されることで、①流出した顧客を呼び戻す、②従業員の士気を高め販売力を向上、となりま。

このゴールであるビジョンはより具体的で明確である方がベターです。

カーナビでも目的地には旗が立っているのではないですか。

その具体化をするためのツールとして、ここでまた「5W

1H」などのフレームワークを使用することができます。

「5W1H」とは、Why(なぜ?)、When(いつまでに)、What(何を)、Who(誰が)、Where(どこで)、How(どうやって)の考え方によつて課題を具体化する手法です。

今回の例で挙げますと、Why(なぜ?)：経営の業績を改善させるため

When(いつまでに)：今期の決算までに

What(何を)：売上回復2割を

Who(誰が)：店舗従業員が

Where(どこで)：売り場店舗で

How(どうやって)：①従業員主体の売り場改善、②販売促進(プロモーション)による集客

などと設定することができます。ここでしよう。

ステップ③

「経営課題と具体的施策の設定：ルートの選定」

具体的なゴールが決まったところで、到達までに存在す

る課題を想定し、解決する施策を考えます。

そのときに現状分析の時に使用した「ロジックツリー」がまた再利用できます。

現状分析の際のロジックツリーが真因を追究する「Why(なぜなぜ)ツリー」と呼ばれるのに対し、解決策の策定の際のロジックツリーを「How(どうやって)ツリー」と呼びます。

では、①従業員主体の売り場改善から見いきましょう。

ここでも解決策を考えるには「切り口」を使います。今回は評価が下がり士気が下がってしまったので、「組織人事」の評価制度の切り口を使って考えてみましょう。

【ロジックツリー その3】

従業員主体の売り場改善↓(どうやって?)業務拡充を行い自由な提案、企画を募集する↓(それで?)効果の測定でそれを評価する制度を組み入れる↓(それで?)モラルが向上して、顧客回

復に繋がる優秀な企画が実行できる。

次に、②販売促進(プロモーション)による集客ですが、「プロモーション」のプッシュ戦略の切り口を使ってみます。

【ロジックツリー その4】

販売促進(プロモーション)による集客↓(どうやって?)接客力を向上させる↓(どうやって)従業員の商品知識や接客技術の社内教育を行う↓(それで?)お客さんに納得・信頼してもらい購入に繋げる。↓(他に?)ポイントカードを作る↓(どうやって?)来店したお客さんにポイントを付加して割引サービスを行う↓(それで?)競合店に流れたお客さんを戻し固定客化する。

などの具体的施策ができていく訳です。

私たちを取り巻く環境も、企業内部の状態も日々大きく変化をしています。

いつでも道に迷わないような自社のカーナビシステムを構築しましょう。

人物足り得るかはお金の使い方にある

経済ジャーナリスト
室岡 洋一

千年に1度という甚大な被害をもたらした東日本大震災に際し、数多くの国民や企業から、復興支援のための浄財が寄せられた。

日本赤十字社と中央共同募金会に寄せられた義援金は過去最高となり、その募金スピードも阪神大震災時の3倍にも達している。

人心の荒廃への悲嘆の聲が永らく聞かれる中で、まさに、過去最高となっている義援金の多さにして、日本人が仁徳の高さを保持していたことを示して余りある数字である。

富を人のため世のために使途しようとする高潔さを日本人は失ってはいなかったのだ。

中国の故事格言で綴られ

た十八史略の中に、「富みては其の与うる所を視る」という言葉がある。

財を成した時、そのお金や財の使い方人物が判別できるのだと人物鑑定の術を説いている。

また、ロシアの文豪・トルストイも、「人が富を持ったことを自慢しても、すぐに褒めてはいけない。その富をどう使ったかを見極めるまでは褒めてはいけない」と、同義のことを伝えている。

故事と先人の格言をもつてして、日本人の高き心と器量の在り様が今次の震災支援にて明らかに示されたものと無条件に受け止めた

い。

さらには、イエローハツ

トの創業者で、「日本を美しくする会」を立ち上げた鍵山秀三郎氏もお金の使い方について次のように説いている。

「お金を使う時の私の基準は”このお金を使うことによって、どういう意義があるか”ということです。同時に、できるだけ自分以外のことに使う、というのも私の大きな価値基準です。

自分や家族が贅沢な生活をするために使うというようなことは一切ありません。稼いだお金を自分のためだけに使うという考え方は、人間を下品にするだけです」と伝える。

人や社会のためにお金を使うことによって、生きて財として寄与し、そして自

らの人格を磨きあげるものであることを指摘している。三様にして、富を得ることとは否定されるものではなく、使い方にこそ人物たり得るかを説いている。

経済活動を通じて国民や国家に役立つ結果としての「富の創造」は奨励される。

とくに、今次の大規模な震災の復興に向けての資金は多くを要するだけに、経済人や経営者は委縮することなく、積極的に経済活動を進めていくことがこれを支えていくことは間違い無い。

ただし、創造した富を「私（わたくし）する」ことなく、さらに人と社会に役立ってた使い方をしていきたいものだ。富の再分配機能を持つ「税（納税）」はその最たるものだろう。

資本主義の父とも呼ばれた渋沢栄一氏。

彼は莫大な富の創造を成し遂げだが、彼は不遇な子供たちの養育院を建て、い

くつもの学校設立に多くを寄付し、いくつもの慈善機関も設立したという経営者として素晴らしくも見事な生き方の先例が我が国にはある。

長らく、失われた10年、そして消費不況に苛まれて経営マインドも冷え込んできた。

さらに円高や世界経済不安など先行き不透明で厳しい環境も見られる中でも、委縮することなく、意欲的に経営に取り組み、得られる富を存分に人や社会に使っていかうではないか。

そのために、今こそ、根源たる経営魂を燃やしていこうではないか。

今次の東日本大震災は大きくの教訓を残したことはこれから歴史的に検証されていくだろうが、経営者にとつて、自らの事業で役立ち、そしてその果実である富をさらに人や社会に役立

つていくものとして機能する」という『経営の原点回帰』の機会と捉えていきたい。

従業員の皆様への情報提供のお願い ～「国税庁ホームページを利用して 雑損控除が簡単にできます」～

税務署
ニュース

今般の東日本大震災による被災者等の負担の軽減を図るため、震災特例法が施行されました。この震災特例法において住宅や家財、自動車などに損害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法(以下雑損控除等)の適用により平成22年分に遡って、所得税の還付や軽減を受けることができることになりました。

被災された方の中には、会社員の方も数多くいらっしゃいますが、雑損控除等は、年末調整で計算することができないため、税務署への確定申告書又は更正の請求書の提出が必要となります。

そこで、貴社の従業員の皆様に「国税庁ホームページの損失額計算システム」を利用した確定申告書の作成の仕方をご案内したいと考えております。

国税庁ホームページの「損失額計算システム」から損失額計算書を作成した後に「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する構成となっており、インターネット環境があれば、簡単に雑損控除の確定申告書が作成できます。

従業員の皆様に情報提供していただければ幸いです。

◆◆◆ 国税庁ホームページ(トップページからの主な流れ) ◆◆◆

損失額計算書の作成

- ①東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ
- ②震災特例法
- ③損失額計算システム(個人の方)
- ④東日本大震災に係る損失額計算システム
- ⑤必要項目の入力
- ⑥損失額の計算書の印刷

確定申告書の作成

- ①確定申告書等作成コーナー
- ②作成開始「書面提出」を選択
- ③所得税の確定申告書を作成
- ④必要項目を入力
- ⑤「雑損控除と災害減免額」の入力
- ⑥還付金額確認、確定申告書の印刷

年末調整説明会

平成23年分の年末調整関係事務の説明会を下記の日程等により開催いたします。

記

開催月日	受付開始時間	説明会 開始・終了時間	会場	対象地域
11月16日 (水)	9時30分	10時00分～ 12時00分	田村市船引公民館ホール	田村市
	13時00分	13時30分～ 15時30分		三春町 小野町
11月24日 (木)	9時30分	10時00分～ 12時00分	郡山ユラックス熱海 (多目的ホール)	郡山市
	13時00分	13時30分～ 15時30分		

- 1 年末調整関係書類に不足がある場合は、説明会場及び郡山税務署で配布いたします。
- 2 会場の収容人数の都合上、対象地域を指定させていただいております。
- 3 説明会で使用する書類

- 年末調整のしかた ○給与所得の源泉徴収票の法定調書の作成と提出の手引
- 給与支払報告書(総括表)の書きかた ○源泉徴収票・支払調書作成のチェックポイント

【お問い合わせ先】

郡山税務署 法人課税第二部門(源泉所得税担当) 電話 024-932-2041(代表) 内線322

※この文書に関する電話でのお問い合わせは、音声案内メッセージに従い、「2」(当税務署にご用の方)を選択してください。